

第12条 総会は、年度初めに会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告、決算報告及び事業計画案、予算案の承認。
- (2) 会則及び細則等の制定及び改廃の承認。
- (3) 役員及び委員の承認。
- (4) その他必要事項。

第13条 総会は、会員の1/3以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認められない。

第14条 総会の正副議長は、役員及び委員長を除いた会員の中から選出する。議決は、出席者の過半数によって決する。

第15条 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めた時又は会員の1/3以上から要求があった時、会長が招集する。

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第17条 役員会は、総会に提出する議案及びこの会の運営に関する必要事項を企画し審議する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭とする。

第18条 この会に若干名の顧問を置くことができる。

第19条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で会長が招集する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭・学年保健体育正副委員長・広報成人教育正副委員長・イベント運営委員正副委員長・地域委員長とする。

第20条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 役員会より提案の総会に提出する議案の審議決定
- (2) 各委員会より提出された事業計画案及び予算案の審議決定
- (3) この会の運営に関する必要事項の審議決定
- (4) 推薦委員会の開催
- (5) その他必要事項

第21条 各専門委員会は別途「施行細則第2章」に定める。

第6章 役員構成及び任務

第22条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 P 1名
- (2) 副会長 P 2名以上
- (3) 書記 P 2名+T 1名 (教頭)
- (4) 会計 P 2名+T 1名 (教頭)
- (5) 監事 P 2名
- (6) 顧問 若干名

第23条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第24条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事並びに各委員会の活動に関する事項を記録保存しこの会の事務を処理する。
- (4) 会計は総会が決定した予算に基づいて、この会のすべての会計事務を行い、財務を管理する。
- (5) 監事はこの会の経理を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じ会議に出席する事ができる。

第25条 役員は、全会員の中より推薦、立候補を募り、推薦委員会によって選出される。